②　弁済方法
退会の意思表示をした会員を除き、別紙「ゴルフ会員の取扱い」記載のとおりプレー権の存続を認めるとともに、権利変更後の債権額の弁済を、更生計画認可決定確定日から10年間据え置き、その後も書面による退会の届出がなされるまでは期限の猶予を受けるものとし、書面による退会の届出がなされた場合は次のとおり弁済する。
ⅰ）据置期間満了の日の前日までに退会の届出がなされた場合には、据置期間満了の日の翌日から起算して１か月以内に、権利変更後の債権額全額を一括弁済する。
ⅱ）据置期間満了の日以降に退会の届出がなされた場合には、退会届出がなされた日の翌日から起算して１か月以内に、権利変更後の債権額全額を一括弁済する。

⑷　退会会員（今回退会の意思表示をした会員を含む）の預託金債権にかかる一般更生債権
①　権利の変更
元本及び更生手続開始決定日の前日までの利息・損害金の合計額のうち99%、及び更生手続開始決定後の利息・損害金の全額につき免除を受ける。
②　弁済方法
権利変更後の債権額を更生計画認可決定確定日から３か月を経過する日の属する月の末日限り一括弁済する。

⑸　預託金債権以外の一般更生債権
①　権利の変更
元本及び更生手続開始決定日の前日までの利息・損害金の合計額のうち99%、及び更生手続開始決定後の利息・損害金の全額につき免除を受ける。
②　弁済方法
権利変更後の債権額を更生計画認可決定確定日から３か月を経過する日の属する月の末日限り一括弁済する。

２　更生会社の減増資
更生会社株式会社小田原城カントリー倶楽部（以下「更生会社」という）については、発行済株式の全部を無償で取得して消却するとともに、資本金の全額を減少し、株式会社文芸社（以下「文芸社」という）又は裁判所の許可を得て管財人が指定する者より、7000万円の払込みを受けて普通株式1400株を発行する。これにより、資本金の額は7000万円となる。

第３章　更生債権等に関する権利の変更と弁済・納付方法

第１節　更生担保権

１　不動産にかかる更生担保権

⑴　確定債権
２件
総額　38,690,000円
（内訳）
元本及び更生手続開始決定日の前日までの利息・損害金　38,690,000円
更生手続開始決定日以降の利息・損害金　０円
別表７

⑵　権利の変更及び弁済方法
別表７「更生担保権弁済計画表（不動産）」の「弁済額及び弁済の方法」欄記載の金額を、更生計画認可決定確定日から３か月を経過する日の属する月の末日限り一括弁済する。

２　リースにかかる更生担保権

⑴　確定債権
１件
総額　252,788円
（内訳）
元本及び更生手続開始決定日の前日までの利息・損害金　252,788円
更生手続開始決定日以降の利息・損害金　０円
別表８

⑵　権利の変更及び弁済方法
別表８「更生担保権弁済計画表（リース）」の「弁済額及び弁済の方法」欄記載の金額を、更生計画認可決定確定日から３か月を経過する日の属する月の末日限り一括弁済する。

第２節　優先権のある更生債権等

１　確定債権
５件
総額　11,689,113円及び額未定
（内訳）
本税等　11,689,113円
延滞金等①：更生手続開始決定日の前日までの間に生じた延滞税、利子税又は延滞金（以下「延滞金等」という）　額未定
延滞金等②：更生手続開始決定日以降、同日から起算して１年を経過する日までの間に生じる延滞金等　額未定
延滞金等③：更生手続開始決定日から起算して１年を経過する日の翌日以降、更生計画認可決定日の前日までの間に生じる延滞金等　額未定
延滞金等④：更生計画認可決定日以降完納に至るまでの間に生じる延滞金等　額未定
別表９

２　権利の変更及び納付方法

⑴　別表９「優先的更生債権納付計画表（公租公課）」記載のとおり、更生手続開始決定日以降、同日から起算して１年を経過する日（その日までに更生計画認可決定があるときは、その決定日）までの間に生じる延滞税、利子税又は延滞金（以下「延滞金等」という）、及び更生計画認可決定日以降完納に至るまでの間に生じる延滞金等は、更生計画認可決定時にその全額の免除を受ける。

⑵　上記⑴による免除後の債権額の全額については、更生計画認可決定確定日から３か月を経過する日の属する月の末日限り一括納付する。

第３節　一般更生債権

１　在籍会員の預託金債権にかかる一般更生債権

⑴　確定債権額
2167件
総額　1,737,633,700円及び額未定
（内訳）
元本及び更生手続開始決定日の前日までの利息・損害金　1,737,633,700円
更生手続開始決定日以降の利息・損害金　額未定
別表10

⑵　権利の変更及び弁済方法
①　別表10「在籍会員にかかる更生債権弁済計画表」記載の預託金債権者の有する一般更生債権については、元本及び更生手続開始決定日の前日までの利息・損害金の合計額のうち98.75%、及び更生手続開始決定後の利息・損害金の全額につき、更生計画認可決定時に免除を受ける。
②　上記①記載の債権者に対しては、別紙「ゴルフ会員の取扱い」記載のとおりのプレー権の存続を認めるとともに、権利変更後の債権額の弁済を、更生計画認可決定確定日から10年間据え置き、その後も書面による退会の届出がなされるまでは期限の猶予を受けるものとし、書面による退会の届出がなされた場合は以下のとおり弁済する。
ⅰ）据置期間満了の前日までに退会の届出がなされた場合には、据置期間満了の日の翌日から起算して１か月以内に、権利変更後の債権額全額を一括弁済する。
ⅱ）据置期間満了の日以降に退会の届出がなされた場合には、退会届出がなされた日の翌日から起算して１か月以内に、権利変更後の債権額全額を一括弁済する。
③　別表11「退会会員にかかる更生債権弁済計画表（預託金未返還債権者）」記載の預託金債権者のうち、別紙「ゴルフ会員の取扱い」第２の定めに基づき退会の意思表示を撤回した者の債権については、上記①及び②の定めを適用する。
④　上記①及び②の定めにかかわらず、別表10「在籍会員にかかる更生債権弁済計画表」記載の預託金債権者のうち、次のⅰ）及びⅱ）に該当する者の債権については、後記２⑵①及び②の定めを適用する。
ⅰ）別紙「ゴルフ会員の取扱い」の定めに基づき、更生計画認可決定日から２か月以内に書面による退会届を提出した者